



2022年5月24日

各 位

会社名 電源開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 渡部 肇史
(コード：9513、東証プライム)
問合せ先 広報部広報室 課長 新井 雅之
(電話：03-3546-2211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第70回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

定款変更の主な目的は以下の通りです。

- (1) 当社は持続的な企業価値の向上を実現するため、従来からコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ってきていますが、2016年4月から開始された電気事業制度改革の進展に加え、世界的な脱炭素化の潮流の加速、エネルギー需給構造の分散化やデジタル化の進展等により、当社を巡る事業環境が大きく変化中、その変化に対してより一層柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築することを必要としています。

このため、「監査等委員会設置会社」に移行することにより、取締役会から取締役への重要な業務執行の委任によるスピードある執行の確保を可能とするとともに、取締役会において議決権を有する社外取締役の増員や監査等委員会が取締役の指名・報酬について意見陳述権を有することを通じて、さらなる経営の透明性・公正性の向上および監督機能の強化を図っていきます。

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ② 事業環境が大きく変化中、スピードある執行の確保を可能とするため取締役への権限委任に関する規定の新設等および取締役に関する規定の変更

を行います。

- ③ 監査等委員である取締役等、業務執行を行わない取締役との責任限定契約を締結可能にすることによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結対象を拡大する変更を行います。なお、本変更については、各監査役の同意を得ています。
- ④ その他、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

- (2) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもとで場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社としては、引き続き場所の定めのある株主総会の開催を原則としつつ、感染症拡大又は天災地変の発生等により場所の定めのある株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合に限り、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条の変更を行うものです。

なお、定款第11条の変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けています。

- (3) 剰余金の配当等、株主総会での決議事項のうち定款で定めることにより取締役会で決定することができる事項について、引き続き株主総会で決定することを原則としつつ、感染症拡大又は天災地変の発生等により株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合に限り、取締役会で決定することができるよう、定款変更案第28条の新設等、所要の変更を行うものです。

- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 8 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>第 10 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 1～2 (省略)</p> <p>3 株主総会は、東京都区内において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、<u>株式取扱規則</u>による。</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 1～2 (現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、東京都区内において招集する。<u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u></p> <p>4 <u>本会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条～第13条 (省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条～第16条 (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社に<u>14</u>名以内の取締役を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社に<u>12</u>名以内の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>本会社に4名以内の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任決議)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (省略)</p>	<p>(取締役の選任決議)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 本会社に、社長1名、必要に応じ、<u>会長1名並びに副社長及び常務取締役各若干名</u>を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 社長のほか、取締役会の決議によって、<u>会社を代表する取締役若干名</u>を選定することができる。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 社長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を代理し又はその職務を行う。</p> <p>6 (省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 本会社に、社長1名、必要に応じ、<u>会長1名</u>を置き、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 社長のほか、取締役会の決議によって、<u>会社を代表する取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>若干名を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 社長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>がその職務を代理し又はその職務を行う。</p> <p>6 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 取締役会を招集するには、会日の2日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急止むを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会を招集するには、会日の2日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>5 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役への委任)</p> <p>第22条 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第24条 <u>本会社に5名以内の監査役を置く。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p>
<p>(<u>監査役の選任決議</u>)</p> <p>第25条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>常勤監査役及び常任監査役</u>)</p> <p>第27条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>2 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から常任監査役を置くことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第28条 監査役会を招集するには、会日の2日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急止むを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査等委員会) 第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員会に関するその他の事項は、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算 第31条 (省略)	第6章 計算 第27条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第28条 <u>本会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等会社法第459条第1項第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設) (剰余金の配当) 第32条 <u>本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として期末配当をすることができる。</u> 2 <u>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 第33条 (省略)	(中間配当) 第29条 <u>本会社は取締役会の決議によって、中間配当をすることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第30条 <u>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2 <u>本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 第31条 (現行どおり)

